



2023年5月24日

各 位

会 社 名 ア ビ ッ ク ス 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 廣 田 武 仁  
(コード番号 7836 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 桐 原 威 憲  
( TEL. 045-670-7720)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の第34回定時株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、定款の一部変更の件を同株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

### 記

#### 1. 監査等委員会 設置会社 への 移行

##### (1) 移行の目的

当社は、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため監査等委員会設置会社に移行することといたしました。また、監査等委員会設置会社に移行することで、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、公正性、透明性の高い経営を実現してまいります。

##### (2) 移行の時期

2023年6月29日開催予定の第34回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款 一部変更

##### (1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、上記に伴う条数の修正、規定及び文言の加除及び修正、その他所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の 内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

##### (3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月29日

定款変更の効力発生日 2023年6月29日

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>イ) 取締役会</p> <p><u>ロ) 監査役</u></p> <p><u>ハ) 監査役会</u></p> <p><u>ニ) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章及び第3章 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>イ) 取締役会</p> <p><u>ロ) 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>ハ) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第2章及び第3章 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p><u>2</u> <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2</u> <u>法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>4</u> <u>補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>2 当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査役等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定し、うち1名を代表取締役社長とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各<u>取締役および各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役および監査役</u>の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し</u>、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第 29 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 30 条 (条文省略)</p>	<p>第 31 条 (現行どおり)</p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の数)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 31 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	
<p><u>(監査役を選任)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 32 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p><u>(監査役任期)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 33 条 <u>監査役任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役任期は、退任した監査役任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 34 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 33 条 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 34 条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加 わることができる監査等委員の過半数が出席し、その 過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 前項の決議について特別の利害関係を有する監 査等委員は、議決に加わることができない。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めると ころにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席 した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、 又は電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 36 条 当社の監査等委員会に関する事項は、法 令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監 査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人 第 39 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査 役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算 第 42 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 会計監査人 第 37 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 39 条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締 役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算 第 40 条～第 43 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 2023 年 6 月開催の第 34 回定時株主総会終結前の監査 役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除に ついては、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2. 2023 年 6 月開催の第 34 回定時株主総会終結前の社外 監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する 会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約に ついては、なお従前の例による。</u></p>